

令和6年度第2回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日 時 : 令和6年8月28日(水) 午前10時00分～午前11時30分
- 場 所 : 高崎市役所 本庁舎4階 庁議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : 0人
- 会議に付した案件
 - ・ 第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
 - ・ ニーズ調査の結果概要について
 - ・ 第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議委員名簿
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議事務局職員名簿
 - ・ 資料1 「高崎市子ども・子育て支援事業計画(令和5年度実績)」
 - ・ 資料2 「ニーズ調査の結果概要について」
 - ・ 資料3 「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画(構成案)」
 - ・ 参考資料1 「高崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書【概要版】」
 - ・ 参考資料2 「高崎市の人口等基礎情報資料」
 - ・ 参考資料3 「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)」
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１０名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市社会福祉協議会 会長	新井 正昭	
２	高崎市私立幼稚園・こども園協会父母の会	伊藤 静	
３	認定こども園代表（高崎市保育協議会認定こども園部会長）	今井 伸江	欠席（委任状）
４	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	内山 美奈	
５	日本労働組合総連合会群馬県連合会高崎地域協議会 副議長	大塚 修一	欠席（委任状）
６	高崎市保育協議会保護者会 会長	大野 克紘	
７	高崎市保育協議会 会長	粕川 泰彦	
８	元教育委員長、あすなろ学園学童クラブ代表	小見 勝栄	欠席（委任状）
９	高崎市区長会 副会長	櫻井 登	欠席（委任状）
１０	高崎市医師会 理事	清水 清美	欠席（委任状）
１１	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
１２	公募市民	武井 真衣	
１３	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
１４	公募市民	筒渕 千佑里	欠席（委任状）
１５	高崎市私立幼稚園・こども園協会	原 徳明	
１６	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	深澤 アサ子	
１７	高崎市ＰＴＡ連合会 常任理事	水島 憲子	欠席（委任状）
１８	高崎市小学校長会 八幡小学校長	宮一 美樹	欠席（委任状）
１９	高崎市民生委員児童委員協議会 子ども福祉研究委員会 委員長	山田 和幸	欠席（委任状）

○ 出席者（事務局職員）：２１名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回高崎市子ども・子育て会議を開会いたします。会議の開会に先立ちまして、本日の会議は出席 10 人、欠席に伴う委任状提出 9 人でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例に規定する会議開催要件を満たすことをご報告いたします。また、会議は公開となっておりますことを、併せて報告させていただきます。それでは、お手元の次第に基づきまして、進めさせていただきます。
2. 新委員紹介 (事務局)	はじめに、次第 2「新委員紹介」でございます。団体の役員の改選等により今年度から新たに委員に推薦された方を当会議の委員に委嘱させていただき、過日、委嘱状を交付させていただきました。なお、委員の任期は、高崎市子ども・子育て会議条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、前任者の残任期間となっております。 (新委員紹介) ありがとうございました。
3. 会長あいさつ (事務局)	それでは、次に進めさせていただきます。次第 3「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 (会長あいさつ) ありがとうございました。議事に入る前に、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、本子ども・子育て会議について、改めて簡単にご説明させていただきます。 (子育て会議の概要について説明) それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第 6 条第 1 項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
(会長)	これより議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。署名人は、委員 A にお願いしたいと思います。委員 A には、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
4. 議事 1 (会長)	次に議事 (1)「第 2 期高崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」を議題といたします。この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間としておりますが、計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。 (第 2 期高崎市子ども・子育て支援事業計画令和 5 年度進捗状況について、事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。
(委員 B)	委員 C が以前からこの会議で、学童クラブの状況についてご説明なさって、子どもが多くてどうにもならないと訴えていたことを記憶しております。放課後児童健全育成事業の令和 5 年度実績をみますと、量の見込み 4,200 人で実績が 4,274 人で 74 人の超過。平成

	30 年度からの 5 年間の実績をみると、多少の増減はあるにしても、そんなには変わっていないと思います。委員 C がおっしゃっていたような、人数が多くてどうにもならないという数字に見えない気がします。これは、キャパシティがこういう規模になっているからというだけであって、本来もっと希望している人数がいるのではないかと思います。現状これは、令和 5 年度の実績ということですから、これから計画を策定していくにあたって、ニーズ調査なりの結果を見て、もう少し見込みを増やしていく方向で考えていくのでしょうか。今までの国の施策の流れでいうと、保育所が足りないからどんどん保育園を増やそうとしていたけれども、学童までは手が付けられなくて、学童の数はほぼ変わっていないんだと思います。ということは、保育園のニーズが増えた分、当然学童のニーズも増えるのは当たり前だと思うのですが、現計画の策定する時にはこれがそこまで考えられなかったことだと思います。そのため、次の計画策定の中では、これを考えていくべきと思うのですが、間違っていたらご指摘願いたいです。次期計画を策定していくにあたって、私たちが高崎市の中で一番責任を負わなければいけない立場なので、深く考えていくべきと思ったのですが、これは間違っていないでしょうか、いかがでしょうか。 (事務局) 委員 B からご質問がございました、学童クラブの実績や需要を今後の計画にどう考えていくかということですが、今現在学童クラブについて、需要と供給のバランスを図っていくための判断は非常に難しいものとなっております。現に、高学年になるとなかなか受け入れてもらえないという声や、長期休暇中、特に夏休みだけでも預かってほしいという声はかなり聞こえてきているような状況です。ですので、これまでの実績が本当の需要ということではなく、隠された需要があることは私どもも認識しております。その中で、なかなか子どもを受け入れられない、人が足りないという状況があると考えられます。その背景の要因の一つとしては、支援員の数も大きな問題となっております。福祉現場においては、どこの現場でも人材不足が大きな問題となっております。子どもを預かりたいけれど、子どもの面倒を見る支援員が不足しているため、受け入れることができずにお断りしているケースがあります。市としては、一つの学校区でクラブを 3 つ 4 つ増やすことを視野に入れて動いておりますが、一つ増やすとなるとまず支援員の確保が難しい状況があり、学童クラブを急に増やすことも難しいということになっております。そういった中で、今年度、国より、常勤の支援員が 2 人以上いるところは、これまで国の補助基準約 470 万円だったものが約 650 万円になり、180 万円ほどあがったという状況もあります。ですので、本市におきましても、今年度国の情勢を踏まえて、来月の 9 月議会に予算要望をあげ、対応していきたいと考えております。まだ、議会に諮って議決をもらう前になりますので、この場でお知らせはできませんが、市としては、支援員を確保できるような方向で考えております。 来年度以降の高崎市子ども・子育て支援事業計画に関しましても、同様に、需要がなかなか読めないところとなっております。保護者の就労状況や家庭の状況は、年や時期によって変動するものであり、計画の中で見込みにくい部分です。そのため、先ほど述べたような、高学年の受け入れを積極的に行える体制整備、支援員の確保という大きな 2 つの課題に向け、方策を考えていきたいと思っております。また、今の運営委員会方式を、前橋市のような民間委託にできるかどうかということも、一長一短ありますので安易に民間
--	--

(委員D)	委託がいいとせず、どのようにすれば現方式のメリットが十分に発揮できるのか、保護者の負担軽減に繋がるのかという点から研究して参りたいと考えております。委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただき、一緒に、高崎市子どもを高崎市が守るという、より良い方向で進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 補足なのですが、確かに学童のニーズはつかみにくい部分があります。例えば、待機児童のカウントが難しいということがあります。これは、保育園においても同じかもしれませんが、現在、全国学童保育連絡協議会が発表している待機児童の数についてお伝えすると、大体 16,000 人という推測データになっております。その中で、短期だけのニーズがある場合は、確かに現場は大変なんですね。夏休みだけいつもと違う体制をとると、ただでさえ人材が不足しているのに現場の労力がさらにかかり、お断りせざるを得ないという状況も確かにあります。また、別の問題ですが、児童の入所を断る基準が全部現場任せなんですよ。例えば、祖父母が近くに住んでいたらお断りすることもあり、単純に1年生だから入れるとか、6年生だから入れないとかではないんですね。そしてこれらの判断を、一般の保護者たちが担っていることが多いので、運営方法に関してもどう改善していけるのかずっと考えてきているところです。これらの状況があり、確かに過去5年間の実績はあまり変わらないように見えますが、潜在的な問題がなかなか見えにくいという特徴が現れていると思っております。
(委員E)	資料を見させていただくと、障害者に関することが書いていないんですね。今は、知的障害や発達障害のある子どもが増えているのではないかと思います。それに対する事業が記載されていないので、市としてどのように考えているのか教えていただきたいと思います。
(事務局)	障害児あるいは発達障害のある子どもというのは、確かに高崎市内においてもだいぶ増えてきておりまして、この場で事務局としても出席しておりますが、こども発達支援センターの方にも、子どもの発達・発育に関するご相談というのが年々増えている状況でございます。今現在、障害児福祉サービスを使っている児童数として、直近の正確な数はこの場ではわからないのですが、昨年度までの状況で言いますと、未就学児を預かっている児童発達支援事業所に通っている児童数は 500～600 人程度、放課後等デイサービスを利用した就学している 18 歳未満の児童数は 800 人程度となっております。合わせますと、1,300 から 1,400 人程度となり、年度で約 100 人ずつ増えている状況です。放課後等デイサービスという制度は平成 26 年からなので、当時から利用している子どもはすでに 18 歳以上の大人で、障害者サービスに移行している方が増えてきています。そのため、障害者サービスの需要もだいぶ増えてきているという状況でございます。そうすると、障害のあるお子さんについて、当然高崎市子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込んでいかないといけないと思っております。なお、先ほど申し上げた障害児福祉サービス事業に関してや、この高崎市子ども・子育て支援事業計画に含まれていない部分につきましては、高崎市障害児福祉計画という計画もありますので、そちらの方で補完し、盛り込まれているという流れになります。ですので、障害福祉課とも連携を図り、この本計画に反映できる部分は明

	確にしていきたいと思っております。 また、先ほど委員Dからもありました、学童クラブにおいても、発達障害のあるお子さんや気になる子の利用がだいぶ増えてきています。学童クラブに対しては、障害児加算という形で対応をお願いしているのですが、その加算がそのまま人件費として対応できるということにはならないので、支援員が確保できても受け入れる児童数によっては難しい状況にあります。保育所においても気になる子が増えており、保育士が苦勞しております。ですので、今後、こども発達支援センターのペアレントトレーニングなどから、保護者自身もお子さんへの対応を考えていただいて、発達障害のあるお子さんや気になる子を社会全体でどのように支えていくのか考えていく必要があると思っております。今後、高崎市障害児福祉計画と併せてこの計画にも盛り込むべきところを研究していきますので、計画策定を進める中で、またご意見がありましたらお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
(委員F)	この表中の病児・病後児保育事業が 6,555 人という実績で、預ける保護者にとってこれは非常にありがたい支援ということになっていると思います。今、0 歳児から保育所に預ける保護者が多い中で、子どもの体調不良のために仕事を休むことが苦になっているという状況がありますので、それをこれだけ市で支援していただけていることは、保護者にとって非常に良いことと思いました。
(委員D)	妊婦健康診査のことで、過去実績と比べ令和 5 年度実績が少なく、利用見込みより約 6,000 人減少しているというのは、単純に人口減少が原因なののでしょうか。
(事務局)	妊婦健康診査の受診状況につきましては、婚姻数が減少していることと併せて、出生数も減っているという状況があり、それに伴って健診の実績も下がっているということになります。
(委員G)	話が前後してしまうのですが、各委員さんから学童保育の支援員確保についてお話があり、娘が学童クラブにお世話になっていてそこでも夏休み期間に需要があることをお聞きしています。そこで、単純な意見で申し訳ないのですが、支援員確保について大学生へアルバイトのアプローチをかけられたらと思いました。
(委員F)	貴重なご意見ありがとうございます。大学としても、どのように実践と理論を結び付けて教育するかが今とても課題になっております。その中で、まずは学生が現状に気づくという視点が非常に大事であると思っております。さらに、ボランティアとは違い、アルバイトという立場であれば、責任感を持って参加できると思いますので、これからの支援員確保と結び付けていくことも考えられると思いました。ありがとうございます。
(会長)	たくさんのご意見ありがとうございます。それでは、他にないようですので「高崎市子ども・子育て支援事業計画について」の協議を終結いたします。

4. 議事 2 (会長)	次に議事 (2)「ニーズ調査の結果概要について」を議題といたします。このことについて、事務局から説明をお願いします。 (ニーズ調査の結果概要について、事務局から報告を行った。) 事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問等はございますか。それではここで「ニーズ調査の結果概要について」の協議を終結いたします。
4. 議事 3 (会長)	次に議事 (3)「第 3 期高崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について」を議題といたします。このことについて、事務局から説明をお願いします。 (第 3 期高崎市子ども・子育て支援事業計画の構成案及び計画策定にあたり今後予定されているスケジュールについて、事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問等がありましたらよろしく願いいたします。
(委員 B)	7 ページ「量の見込み等の設定の対象となる事業」に記載のある「こども誰でも通園制度 (仮称) については、国からの手引きのとおり記載予定」とありますが、今時点でどのように対応するのかもう少しわかりましたら教えていただきたいと思います。
(事務局)	こども誰でも通園制度に関する取り扱いにつきましては、まだ国から詳細な手引きが出ていないため、このような形で記載させていただいております。今のところ、地域子ども・子育て支援事業の中に含まれることになる予定と認識しております。
(委員 D)	2 点ございます。1 点目は、放課後児童健全育成事業についてです。こども家庭庁が発足してから、学童についても色々な政策を発表していただいて、当初この事業が始まった時は、何のためにあるのかというところが、就労家庭のためと謳っていましたが、今は子どものためとだいぶ変わってきて良いことだと感じております。3 月にこども家庭庁が発表した資料を見ますと、学童クラブにおける育成支援の内容がたくさん書いてあります。その中でいくつか抜粋すると、子どもが自ら進んで学童クラブに通い続けられるようにすることや、日常生活に必要な基本的な生活習慣の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活、栄養面や活力面から考えたおやつ提供などがありました。加えて、支援員についても、教育訓練や研修だけではなく、情報交換を行う中で自己研鑽に励み、育成支援にあたっての課題について意見交換を行うなど、事業内容を向上させるように努めることが書いてあります。これらは非常に立派と思うのですが、現実には、大体 1,000 円ほどの時給で働いており、月給にすると 22 万円は良い方で、初めて採用される方だと 18 万円ほどになってきます。そうすると、以前から問題として人材不足がありましたが、待遇改善についてよりいっそう必死の問題になってきていると思います。そこで、事務局からもりましたが、国の方からの予算は確かに増えていて、これを現状に合わせて使うことができたらいいなと思っております。ここ数年、国から色々な補助金が出ておりまして、以前よりだいぶ良くなっていますが、キャリアアップや処遇改善というのはお金の使い方が限定されています。それは当然と思う一方、運営費にもう少し盛り込んでいただきたいと思います。なぜかという、例えば給与アップについては、パートや主任以外の給与は上げ

	ているけれども、主任の給与を上げると社会保険料も増えてしまうから実際は給与を上げていないということも起きたりしています。そのため、使い勝手という意味でも直接運営費を増やしていただいた方がいいと思うんです。一方で、運営費ばかりを大きくしてしまうと、ある程度は監査の目を厳しくしないといけないということもあるので、なんとかいいバランスで実現できたらなと最近考えております。 2 点目としては、地域子ども・子育て支援事業についてです。この資料の中にも「地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え」とあり、確かに地域と言われれば地域なのかなと思う反面、地域で子どもを育てるという感覚があまりないんですね。自分の身の回りだと、地域の餅つき大会とかは自治会や町内会で行っているものがあり、確かにそれは地域社会というものを感じるのですが、ここで謳っている地域子ども・子育て支援事業は本当に地域なのかというもやもやした気持ちがあります。うまく活用できる政策はないかと思ったところです。
(委員 F)	今委員Dがおっしゃったように、5 ページの「地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築」とありますが、これは本当に大事なことです。実際の、地域子ども・子育て支援事業にどのように入れていくかという具体的な方法論をもう少し詰めてもいいのかなと思います。私は、児童虐待防止の方で頑張っているものですから、同じページの基本目標の2「児童虐待防止対策の推進」というところでいうと、今虐待が非常に増えていて親子の関係性がとても重要視されています。この資料の7 ページにも、親子関係形成支援事業という形でしっかり入っていますが、とても必要なことと思いました。この親子関係形成支援事業をどのような形で推進していくのか、もし案がありましたらお聞かせいただきたいと思いました。
(事務局)	ご意見ありがとうございます。親子関係形成支援事業につきましては、児童福祉法の一部改正により新たに追加された事業となります。本市においては、現在検討中となります。
(会長)	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それではここで「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について」の協議を終結いたします。 次に、その他としまして、委員の皆様から何かご意見ご質問等がございますか。
(委員 A)	今回の議事とは異なりますが、この会議の重要な部分のことで、幼保連携型認定こども園の認可についての経過と見解を聞かせていただければありがたいと思います。私ごとではございますが、過去に、群馬県の私学審議会において私立学校の許認可、さらには群馬県の子ども・子育て会議において各市町村の幼保連携型認定こども園の認可について審議させていただきました。その過程も含めまして、認定こども園制度の移行期間に特例というものがでてきております。特に、園舎や園庭の面積等については、基準を満たしていなければ当面の間努力義務を実質的に促す、という条件を付けて認可をしたわけでございます。この満たさなかった努力義務の部分も含め、委員の同意を得て適当であると認めたわけでございます。この会議としての責任もあるかと思います。新設園であれば構いませんけれども、既設の園であればハードルが低い方に合わせても構わないというような移行特

	例があるわけですが、そういった特例で移行した幼保連携型認定こども園が何園あるのか教えていただきたいです。そしてこれが 10 年経過後に見直すという国の方針があり、10 年もうすでに経過している園もあると思うのですが、今後の動向につきまして市のお考えをお聞かせください。 また、先般、5 月に 1 件認定こども園の書面による審議がありましたが、このような重要な案件について、書面で行うということは、そこで生活する子どもたちの施設整備の部分まで同意したということになります。このことに関しましては、私どもの責任では及ぼしません。ついては、事務局の考えがどのようなものなのかお聞かせいただければありがたいと思います。
(事務局)	今委員 A よりお話のあった案件ですが、例えば、保育園や幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した園はそれぞれ基準が異なるものとなっております。それを、認定こども園としての基準に合わせるのですが、急には難しいので特例という扱いで移行できる流れとなっております。このような扱いがある理由の一つとして、幼稚園の需要が減り、保育園の需要が増えてきている、要するに働く保護者が増えてきているということから、国としても早く認定こども園に移行していきたいという意向で特例を設けたと考えております。また、特例で移行をした後、10 年という経過期間を過ぎた際、認定こども園の基準を満たすものになっていなければ当然認可しているのはおかしい話となります。その点につきましても、再度調査をした上で、基準を満たさない場合には早急に指導し、一緒に検討・協力し合っていくという流れになるかと思えます。これまでの本会議において、実際に認可してきた施設の中で、特例で移行した園の数は、現時点では把握できておりませんので、改めましてご回答をさせていただきたいと考えております。この結果については、ご質問に対する回答ということで、書面で委員の皆様方にお送りさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします
(会長)	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 以上で、本日予定していました議事は終了いたしました。審議の円滑な進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。それでは進行を司会に戻させていただきます。
5. その他 (事務局)	会長、円滑な議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。その他といたしまして、事務局から報告事項を申し上げます。次回の会議につきましては、12 月下旬に開催を予定しております。日程等につきましては、決定次第ご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上を持ちまして、本日の会議はすべて終了いたしました。 それでは、これを持ちまして令和 6 年度第 2 回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。